二　法第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第五条の四（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第五条の五第三項、第三十六条、第三十九条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条の三において読み替えて準用する法第二十条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）並びに第五十一条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）の規定

三　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定

四　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定（これらの規定を労働者派遣法第四十七条の二の規定により適用する場合を含む。）

五　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六条第一項、第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項（同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十七条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条及び第五十二条の四第二項（同法第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を労働者派遣法第四十七条の三の規定により適用する場合を含む。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年三月三十日）から施行する。

（職業安定法施行令等の一部を改正する政令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「第二条第二号」を「第三条第二号」に改める。

一　職業安定法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百四十二号）附則第二項

二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号）第五条の表職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第二条第二号の項

（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正）

3　青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令

第一項を削り、第二項中「法第三十三条」を「青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三十三条」に改め、同項第一号中「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九号）」を加え、同項第三号中「最低賃金法」の下に「（昭和三十四年法律第百三十七号）」を加え、同項第四号中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の下に「（昭和四十七年法律第百十三号）」を加え、同項第五号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の下に「（平成三年法律第七十六号）」を加え、同項の項番号を削る。

厚生労働大臣　根本　匠
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第一条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千四百二円」を「千四百七円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千八百八十一円」を「千九百円」に改める。

第二条中「千八百八十一円」を「千九百円」に、「三千七百八円」を「三千七百四十六円」に改める。

第三条中「千八百二十七円」を「千八百四十六円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千六百一円」を「二千六百八円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　平成三十年度分として交付する交付金

二　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　平成三十年度分として交付する事務費

三　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　平成三十年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三